

第2巻・まえがき

第2次世界大戦前の日本の国際取引は商社の時代であった。第2次世界大戦後は、1980年代まで日本の国際取引は大企業の時代であった。当学会が設立された1991年からの日本の国際取引は、バブル崩壊後の日本の円高や賃金の高騰、日本の市場の飽和感、アジアの低製造コストの利用、アジア市場の急速な発展を背景として、それまでの商社と大企業中心の国際取引から中小企業までも巻き込んだ日本企業全体の国際化が進展した。2000年ころからはインターネットの普及とともに、BtoCの国際取引も拡大し、消費者が国際取引に参加し始めた。

国際取引の内容も、第2次世界大戦までの物品の貿易売買取引から、1980年代の円高と貿易摩擦の回避のための対米投資に始まり、1990年代からの円高や高賃金対策としての東南アジアへのトランスプラントが進んだ。生産コストの安いアジアに生産拠点を移し、そこから日本や欧米に製品を輸出するばかりではなく、経済成長の著しいアジア自体が大きなマーケットとなった。海外との人の交流も活発になった。海外渡航が相対的に安価になり、気軽に海外に出張や旅行ができるようになった。通信手段の発達も目を見張るものがある。以前は電報で文字数を節約しながら通信をしていたのが、テレックスとなり、いまやインターネットの時代になった。世界はますます狭くなり、世界を駆け巡る情報量も飛躍的に増えた。国際取引に関しては、BtoCの取引は例外的であったが、インターネットの普及により、個人が外国から簡単に商品を購入できるようになった。インターネット上での名誉毀損などの不法行為の効果は簡単に全世界に広まってしまう。資金調達も、為替が自由化され、外債の発行などにより、大きくグローバル化した。物の貿易ばかりではなく、人と金と情報の国際交流が一気に拡大したのが、この20年である。

この学会が創設された1991年から失われた20年と言われる時代が始まった。バブルが崩壊し、デフレが続き、円高が続いた20年である。日本国内経済は停滞したが、日本企業の国際取引はますます量的に拡大し、質的にも多様化し複

雑化している。このように日本をとりまく国際取引は、この20年間に加速度的に量的かつ質的に変化した。

このような日本を取り巻く国際取引の量的質的な変化に日本の法制度が追いついているかどうかは疑問である。それでも法律はかなり改善された。国際私法の分野では、1世紀以上前の1898年制定の「法例」は2007年から新しい「法の適用に関する通則法」に取って変わられた。主権免除については、2006年の最高裁判所判決まで、ながらく古色蒼然たる絶対免除主義が支配してきたが、やっと2009年に「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」が成立した。この法律により日本がとる制限免除主義がより明確に確認されることになった。米の主権免除法から30年以上遅れての制定法である。日本の裁判所の国際管轄については「このような外国法人を被告とする民事訴訟についての国際裁判管轄については、これを直接規定する法規もなく、またよるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだに確立されていない現状のもとにおいては、……」という決まり文句が、長い間判決文に書かれてきた。しかし、やっと2012年から民事訴訟法に国際裁判管轄権に関する規定が盛り込まれた。

国際取引の実体法に関しては、日本も71番目の締約国として2008年に国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約またはCISGとも呼ばれる）に加入した。まだ日本では、CISGを直接適用した判決例は出ていないが、世界の70ヶ国以上の締約国に営業所をもつ当事者同士の物品の売買契約について、統一的法律が適用になるようになったことは、画期的なことである。

このように、久しくover dueであった国際取引に関する立法の手当はこの20年間に急速に進んだ。しかし、国際取引に関する法律問題の多くについて、準則がはっきりしてほとんどの国際取引問題について予測可能性が高まったか、というと決してそのようなことにはなっていない。もちろん、これらの立法手当がなされる前の状況に比べれば、格段の前進がなされたと言える。しかし、その立法の手当のスピードを超えて、国際取引自体が、質的かつ量的な急拡大によって、すでに法律条文だけではどうにもならない新しい問題が発生していることは、本書を一読すればお分かりのことと思う。

当学会のこれまでの最初の20年は、じつに変化の激しい20年であった。しか

し、この次の20年もより変化の激しいときとなるだろう。我々、日本国際経済法学会の会員としても、つぎつぎと新しい研究に追われることになろう。本書が、この変化の激しい時代の1つの区切りを記録するものとなることを期待したい。

本書の出版については無理をいろいろ聞いてくださった法律文化社に感謝したい。また、法律文化社の舟木和久氏には時間の切迫しているなかで大変お世話になった。また、同志社大学の大学院生の小池未来氏と川村龍子氏には索引作成などで、多大のご協力を頂いた。両氏に御礼を申しあげたい。

2012年8月

編集委員会を代表して

柏木 昇

『国際経済法講座』第2巻編集委員会

柏木 昇 (主任)	東京大学名誉教授・中央大学法科大学院フェロー
道垣内正人 (副主任)	早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士
杉浦 保友 (委員)	日本大学大学院法務研究科教授
高杉 直 (委員)	同志社大学法学部教授
横溝 大 (委員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
増田 史子 (委員)	京都大学大学院法学研究科准教授